

## 社会福祉法人ってどんなところ？

社会福祉法人は、社会福祉法等に基づき、高齢者、障害者、児童等の各種支援など、様々な社会福祉事業を行うことを目的に設立された民間の非営利法人です。

### 社会福祉法人の特徴

#### 公益性

地域社会のための活動を行う

#### 非営利性

利益を目的としない

#### 安定性

事業の継続性が確保されている

## 彩の国あんしんセーフティネット事業の特徴

### 1 県内ALL社会福祉法人で取り組む

高齢、障害、保育、児童、社協が種別の枠を超えて、互いに協働しながら相談支援を実施しています。社会福祉施設や社協が持つ専門性を活かし、相談者一人一人の状況に応じて柔軟な相談支援を行っています。

### 2 関係機関との連携・協働

自立相談支援機関や行政などの各関係機関と連携を図り、重層的な支援体制を構築しています。利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、相談者の自立に向けた支援を行っています。

### 3 事業運営に必要な資金の確保

本事業に必要な資金は、埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の会員（社会福祉施設・社協）が会費として拠出しています。公費や補助金は一切投入されず、全額県内の会員が拠出した会費のみで事業を運営しています。



### 本事業に関するお問い合わせ



埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 事務局  
(社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 生活支援課)

電話：048-822-1249

法人名：

施設名：

連絡先：

## 生計困窮者 に対する相談支援事業

# 彩の国あんしんセーフティネット事業

食べる物がなくて  
助けてくれた

親身に相談に  
乗ってくれた

埼玉県内の社会福祉法人が協働し、社会貢献活動として当事業に取り組んでいます。

生活困窮者の自立を目的に、本事業に参加する社会福祉法人からの社会貢献活動費(年会費)により基金を設置し、社会福祉施設、社会福祉協議会、関係団体等と連携・協働しながら相談支援や現物給付による支援を行っています。



事業シンボルマーク

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会  
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会



# 県内の社会福祉法人が生活にお困りの世帯へ支援をしています

## このようなお困りごとはありませんか？

(お困りごとの一例です)



### 食べ物が買えない…

手持ち金もなく不安。

### 家賃が払えていない…

このまま住み続けることができないかもしれない。

### 電気が止められてしまう…

小さな子供がいるため困っている。



【参考】各市町村の生活困窮者相談窓口(埼玉県ホームページ)はこちらから確認できます。

お困りの際は、まずはお住まいの市町村行政・相談機関等へご相談ください。各相談機関にて必要と判断した場合、彩の国あんしんセーフティネット事業の利用を検討させていただきます。

## 相談支援例の紹介

### 食料支援



Aさんは、単身で暮らす70代です。「数日間何も食べていないようだ」と訪問した地域包括支援センターの職員から相談がありました。早急に食料支援を行うとともに、今後の生活に向けて、生活保護の申請を支援しました。食事の心配が減ったことで、お話しする表情も明るくなりました。

### 光熱水費支援



3人の子どもを育てるBさんは、出産をきっかけに離職し、預金で生活する母子世帯です。保健センターでの面談で、ミルクやオムツ代がなく、電気料金を滞納していることが分かり、相談員に連絡がありました。まずは、緊急性の高いミルクやオムツ、電気料金を支援しました。その後は、「就職して生活を安定させたい」という本人の希望から、自立相談支援機関と連携して、子どもたちの保育園入園や就労に向けた情報提供を行いました。

### 交通費支援



一人暮らしのCさんから、「就職が決まったが、勤務先までの交通費がない」と社協に相談がありました。社協職員と訪問したところ、これまでは何とか生活できていたが、現在は所持金が少なく、家賃や光熱水費を支払うと、勤務先までの交通費がないことが分かりました。そのため、給与が入るまでの数日間、必要な交通費の支援を行いました。

## 彩の国あんしんセーフティネット事業支援の流れ

### 発見・連絡

社会福祉法人が支援を必要とする方の発見に努めます

生活にお困りの方は、「SOS」を発することが出来ないことが多いため、各関係機関と連携・協働することで、支援を必要とする方の発見に努めます。

### 連携

#### 関係機関

- 自立相談支援機関
- 行政
- 社会福祉協議会(以下、社協)
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所 など

※訪問前に利用可能な制度等がある場合、そちらをご案内することがあります。

### 訪問相談

行って・見て・聞いて状況を把握します

参加法人(施設)の相談員や市町村社協の職員が相談者の住まいを訪問して、生活状況を確認します。

### 制度検討

支援が可能な福祉制度の利用を検討します

- 生活保護
- 介護保険
- 生活困窮者自立支援制度
- 障害福祉サービス
- 生活福祉資金貸付 など



### 相談支援

安定した生活を目指し一緒に考えお手伝いします

相談者本人の意向を伺いながら、訪問・相談を通して必要な福祉制度につないだり、問題解決の方法を一緒に考え支援します。また、緊急を要する場合は、食材などの現物給付を行います(現金給付ではありません)。※現物給付は一時的な支援です。

【以下の方は現物給付の対象とはなりません】

- 緊急性のない滞納金の返済に充てようとする方
- 緊急性のない日常生活費の支給を求め方
- 相談支援を受けず、現物給付のみ求める方
- 借入金の返済に充てようとする方
- 現金給付を求め方

### 見守り

生活の安定を目標に関係機関と連携し継続的に見守ります

